

現行	新設/改定
J026-3 体外式陰圧人工呼吸器治療(1日につき) 160点	J026-3 体外式陰圧人工呼吸器治療(1日につき) 192点
J026-4 ハイフローセラピー(1日につき) 1. 15歳未満の患者の場合 282点 2. 15歳以上の患者の場合 192点	J026-4 ハイフローセラピー(1日につき) 1. 15歳未満の患者の場合 338点 2. 15歳以上の患者の場合 230点
J045 人工呼吸 1. 30分までの場合 302点 2. 30分を超えて5時間までの場合 302点+30分 又はその端数を増すごとに50点を加算していた点数 3. 5時間を超えた場合(1日につき) イ 14日目まで 950点 ロ 15日目以降 815点	J045 人工呼吸 1. 30分までの場合 302点 2. 30分を超えて5時間までの場合 302点+30分 又はその端数を増すごとに50点を加算していた点数 3. 5時間を超えた場合(1日につき) イ 14日目まで 1,140点 ロ 15日目以降 815点
	J045-3 電気インピーダンス断層撮影(1日につき) 1,550点 <u>注:別に厚生労働大臣が定める患者であって、区分番号J045に掲げる人工呼吸の3を算定しているものに対して、電気インピーダンス断層撮影を実施し、その結果に基づいて人工呼吸器の設定を行った場合に、一連の入院期間中において10日を限度として算定する。</u>